令和5年

第1回市議会臨時会 議案第4号

函館市介護保険条例の一部改正について

函館市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年5月18日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市介護保険条例の一部を改正する条例

函館市介護保険条例(平成12年函館市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第3条の2中「当分の間,」を削り,「保険料(令和3年度分および令和4年度分の保険料であって,令和4年4月1日から令和5年3月31日」を「令和4年度分の保険料(令和5年4月1日から同年9月30日」に改め,「(特別徴収の場合にあっては,特別徴収対象年金給付の支払の日)」を削る。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第1号被保険者等について、令和5年4月1日から同年9月30日までの間に普通徴収に係る納期限が存する令和4年度分の保険料に係る減免申請書の提出期限の特例に関する規定を整備するため